

特別企画：公益通報者保護制度に関する九州企業の意識調査

公益通報の窓口を設置・検討している企業は 21.0%

～ 公益通報者保護制度の浸透、道半ば ～

中古車販売大手による保険金不正請求や、雇用調整助成金の不正受給など、コンプライアンス違反が外部からの指摘を受けて発覚する事件が目立っている。こうした企業では、事情を知っている社内の従業員などが早くから声をあげれば被害を抑制できたケースが多い。

そのため、刑事罰や過料の対象となる法令違反について内部または外部に通報（以下、「公益通報」）した従業員等を解雇などの不利益な取扱いから保護する目的で作られた消費者庁が所管する公益通報者保護法がある。2020年6月の改正では、公益通報の受付窓口の設置など、対応体制の整備が求められるようになった。

改正した同法が2022年6月に施行されて1年以上が経過しているなか、大手企業であっても十分に対応できていない実態が社会全体で注目されている。



そこで、帝国データバンク福岡支店は、公益通報者保護制度に関する九州企業の見解について調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2023 年 10 月調査とともにを行った。

※ 調査期間は 2023 年 10 月 18 日～31 日、調査対象は九州・沖縄地区 2,558 社で、有効回答企業数は 999 社（回答率 39.1%）

調査結果（要旨）

1. 改正公益通報者保護法に関して、「内容を理解し、対応している」企業は 7.4%にとどまり、「言葉も知らない」（18.3%）は 2 割近くにのぼった
2. 『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は 21.0%だった
3. 設置のきっかけは、「社内のコンプライアンス強化」（85.2%）が 8 割超（複数回答）
4. 設置の効果は、「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が 76.7%でトップ（複数回答）
5. 設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」（47.9%）企業が半数近くとなった（複数回答）

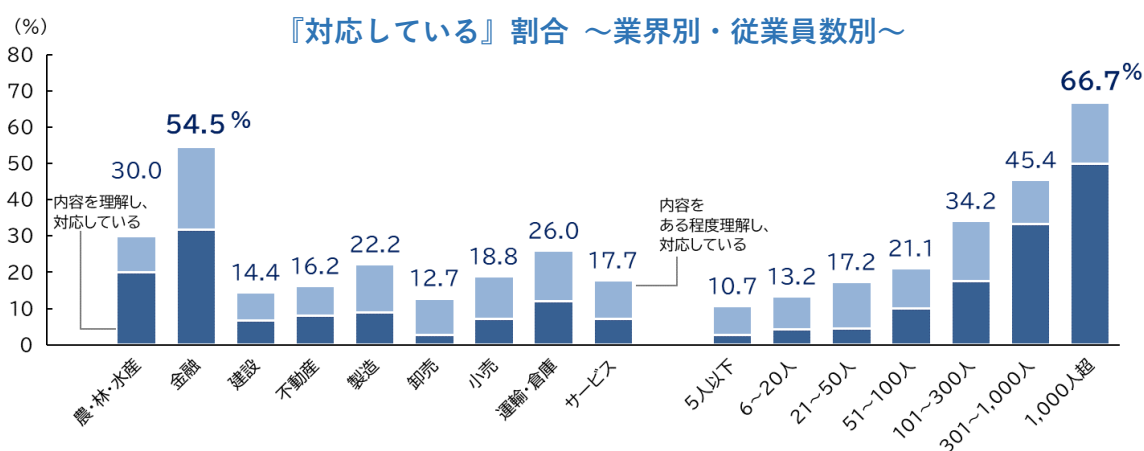
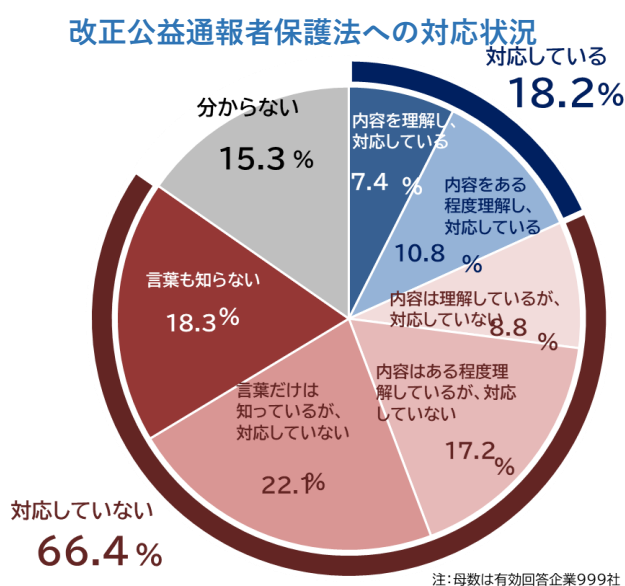
1.改正公益通報者保護法について、内容を理解し、対応している企業 7.4%にとどまる

2022年6月に施行した改正公益通報者保護法に関して、自社の理解や対応状況について尋ねたところ、内容を一定程度理解したうえで『対応している』企業は18.2%となった。その内訳は「内容を理解し、対応している」が7.4%、「内容をある程度理解し、対応している」が10.8%だった。

他方、『対応していない』¹は66.4%となり、とりわけ「言葉も知らない」(18.3%)企業は2割近くにのぼった。

『対応している』企業を業界別にみると、『金融』が54.5%と最も高く唯一半数を超えた。次いで、『農・林・水産』(30.0%)、『運輸・倉庫』(26.0%)、『製造』(22.2%)が2割台で続いた。

また、従業員数別にみると、「1,000人超」(66.7%)の企業で6割、「301~1,000人」(45.5%)の企業で4割台となったが、規模が小さくなるほどその割合は低下していた。企業からも「零細・中小企業には関係の無い話。」(不動産、福岡県)や「全く知らなかったため、今後検討する」(飲食料品卸売、宮崎県)といった声が聞かれた。



¹ 『対応していない』は「内容は理解しているが、対応していない」と「内容はある程度理解しているが、対応していない」、「言葉だけは知っているが、対応していない」、「言葉も知らない」の合計

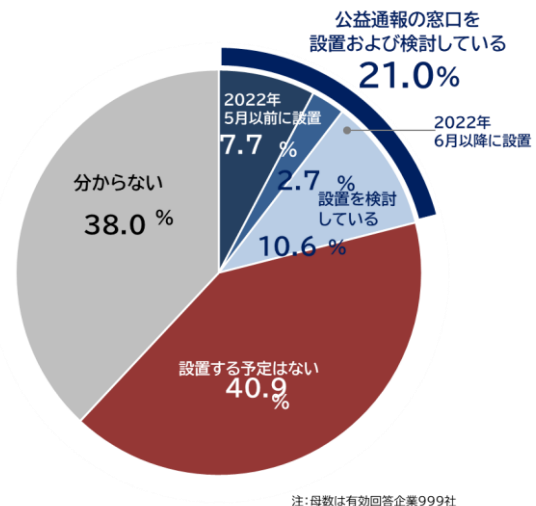
2. 公益通報の窓口を設置および検討している企業は 21.0%でおおむね 5 社に 1 社

自社における従業員等からの公益通報への対応体制について尋ねたところ、改正公益通報者保護法が施行される前である「(2022 年 5 月以前) 公益通報の受付窓口を設置している」企業は 7.7%だった。また、改正法の施行後となる「(2022 年 6 月以降) 公益通報の受付窓口を設置している」企業は 2.7%にとどまり、「公益通報の受付窓口の設置を検討している」企業は 10.6%だった。

これらを合計すると『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は 21.0%で、おおむね 5 社に 1 社となった。

他方、「零細企業なので、対応する人材や時間の確保など難しい」(専門商品

小売、宮崎県)といった声にもあるように、4 割を超える企業で公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」(40.9%)と考えていた。

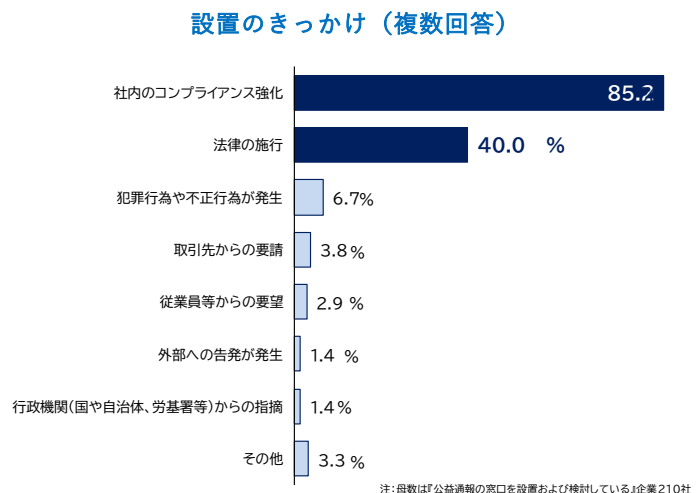


3. 企業の 8 割超は、社内のコンプライアンスの強化をきっかけに公益通報の窓口を設置

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置したまたは設置を検討するきっかけについて尋ねたところ、「社内のコンプライアンス強化」が 85.2%と 8 割を超えた(複数回答、以下同)。

次いで、「法律の施行」(40.0%)をきっかけにあげた企業が 4 割となった。

以下、「犯罪行為や不正行為が発生」(6.7%)や「取引先からの要請」(3.8%)が続いたほか、自社の所属するグループの方針で設置しているといった声も複数寄せられた。



4.設置効果は、「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が7割を超えトップ

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置による効果について尋ねたところ、現場のリスク管理強化を含む「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が76.7%でトップとなった（複数回答、以下同）。次いで、「法律上の義務を遵守できる」（63.3%）、「従業員が安心して通報ができる」（60.0%）が

6割台で続いた。

他方、「通報が少なく、特に効果を感じていない」（3.3%）とする企業も一定数存在した。

また規模別にみると、「大企業」は「中小企業」より、リスクの未然防止や従業員が安心して通報できることに対して、効果を実感している様子がうかがえた。

設置の効果（複数回答）

		（%）		
		全体	企業規模	
			大企業	中小企業
1	経営上のリスクの未然防止・早期発見	76.7	82.7	74.7
2	法律上の義務を遵守できる	63.3	59.6	64.6
3	従業員が安心して通報ができる	60.0	61.5	59.5
4	消費者や株主、取引先など、幅広いステークホルダーからの信頼獲得	18.6	13.5	20.3
5	外部（行政機関、マスコミ等）への告発が一定程度制限される	6.2	3.8	7.0
6	通報が増えて、職員が疑心暗鬼になり、職場環境が悪化した	0.5	0.0	0.6
	通報が少なく、特に効果を感じていない	3.3	5.8	2.5
	その他	1.4	5.8	0.0

注1:網掛けは企業規模の比較で割合が5ポイント以上高い方を示す

注2:母数は『公益通報の窓口を設置および検討している』企業210社

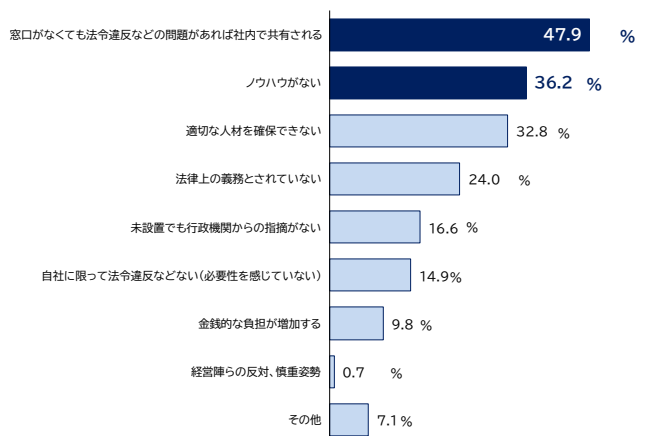
5.設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内でも共有される」が半数近く

公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業に対して、設置しない理由について尋ねたところ、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内でも共有される」（47.9%）が半数近くとなった（複数回答、以下同）。企業から

も、「家族で営業している店だから必要ない。」（繊維・繊維製品・服飾品小売、鹿児島県）などの意見が多数あげられている。

以下、「ノウハウがない」（36.2%）と「適切な人材を確保できない」（32.8%）が3割台で続き、「法律上の義務とされていない」（24.0%）が2割台となった。

設置しない理由（複数回答）



注:母数は公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業409社

まとめ

本調査の結果、公益通報者保護制度について、内容を理解し対応している企業が1割未満にとどまるなか、言葉も知らない企業は約2割にのぼった。「公益通報者保護法があるのを知らない」（建材・家具、窯業・土石製品卸売、福岡県）というようにそもそも本調査で初めて同制度を認識したという企業も散見された。また、社内のコンプライアンス強化を中心に公益通報の窓口を設置・検討する企業は5社に1社となる一方で、4割を超える企業で設置を予定していないとしていた。

他方、設置企業の多くは「経営上のリスクの未然防止・早期発見」や「従業員が安心して通報ができる」などの効果を実感している。

ただし、同制度は大企業が対象で中小企業は必要ないと考える企業が多く、さらに、「制度の理解が十分でない。」（医療・福祉・保健衛生、大分県）や「告知等の不足」（娯楽サービス、佐賀県）といった声が寄せられ、国や行政からの積極的な主旨の説明や情報提供、啓蒙活動が必要といえるだろう。

現在、企業のコンプライアンス問題に起因する諸問題がたびたび報道されている。会社内部で十分な自浄作用が働いていない点が重要な問題といえる。企業はこの制度の内容を正しく理解し、ルールに沿った運用ができていることが自社の対外信用を高めることにつながる。それと同時に、国や行政は制度に関する丁寧な説明や中小企業にとって参考となるサンプル集などの情報提供を行うことが求められよう。

<参考資料>

企業からの主な声	業種 51 分類
●従業員数が法定要件（300 人）を超えた場合に速やかに導入できるよう準備は行っている。ハラスメント窓口等の運用でノウハウは蓄積しているところである。	飲食料品小売業
●現状取立て窓口の設置等に必要性を感じないが、社会の動きを見ながら適宜必要な措置を講じていく方針。	機械製造
●「社内の不正を世間に晒した場合、自分自身の会社が倒産しかねない」ような不正をする企業の場合、通報した社員は自分が勤務する会社が倒産しても当局が生活保障してくれるのか？それがなければ社員にとっては通報する意義がまだ見出されない。	鉄鋼・非鉄・鉱業製品卸売

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク福岡支店情報部 担当：丸山 翔大

TEL：092-738-7779 FAX：092-738-8687

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。